

千葉県警察自動車運転技能認定実施要領の制定について

平成 8 年 1 1 月 1 日
例規（教）第 2 7 号
警 察 本 部 長

〔改正〕平成 2 2 年 3 月 3 1 日例規（警）第 1 2 号 令和 2 年 3 月 3 1 日例規（警）第 1 4 号
令和 3 年 1 2 月 1 7 日例規（警）第 3 4 号

各部長・参事官・所属長

千葉県警察の自動車運転技能認定に関する訓令（平成 8 年本部訓令第 1 5 号）の制定に伴い、見出しの要領を別添のとおり制定し、平成 8 年 1 1 月 1 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、本要領の制定に伴い、千葉県警察の自動車運転技能認定に関する訓令の制定について（昭和 4 2 年例規（教）第 9 号）は廃止する。

別添

千葉県警察自動車運転技能認定実施要領

1 目的

この要領は、千葉県警察の自動車運転技能認定に関する訓令（平成 8 年本部訓令第 1 5 号）の実施要領について必要な事項を定めることを目的とする。

2 自動車運転技能認定委員（以下「委員」という。）の任務

- (1) 各委員は、自動車運転技能認定（以下「技能認定」という。）業務の円滑な遂行に努めるとともに、主管事務を通じ、警察職員の運転技術の向上や安全運転意識の啓もうに努めるものとする。
- (2) 自動車運転適性検査及び四輪車運転技能認定の運転実技試験は、交通部運転免許本部運転教育課長が実施する。
- (3) 二輪車運転技能認定の運転実技試験は、交通部交通機動隊長が実施する。
- (4) 各委員は、技能認定の実施に伴う事務を分担するものとする。

3 認定補佐官の事務

認定補佐官は、委員の指揮の下、技能認定に必要な事務を行うものとする。

4 技能認定の受検対象者

(1) 四輪車運転技能認定

大型自動車又は普通自動車の運転に従事し、又は従事させようとする警察職員を対象とする。

(2) 二輪車運転技能認定

大型自動二輪車又は普通自動二輪車（総排気量 1 2 5 cc 以下の普通自動二輪車を除く。）の運転に従事し、又は従事させようとする警察職員を対象とする。

5 級位の認定要領

(1) 級位の種別

級位の種別は、四輪車運転技能認定、二輪車運転技能認定それぞれに 1 級、2 級及び 3 級を設ける。

(2) 運転適性検査

運転適性検査は、運転適性検査 7 3—2 型（科学警察研究所編）を用いて実施する。

(3) 運転実技試験

運転実技試験は、運転免許技能試験実施基準（警察庁交通局運転免許課編）に基づいて実施する。

(4) 級位の認定基準

級位の認定は、運転適性検査の判定値と運転実技試験の点数により行うこととし、各級位の認定基準は、次のとおりとする。

適性判定値	1	2	3	4	5
実技点数					
40点未満	級外				
40点以上70点未満	3級				
70点以上90点未満	2級				
90点以上	1級				

(5) 委員長は、各委員が主管する学校教養、講習等において、本要領に定める方法により運転適性検査又は運転実技試験を実施した場合は、当該実施結果により、級位の認定をすることができる。

6 技能認定実施計画等

技能認定の実施計画は委員会で策定し、実施に係る詳細は、その都度、委員長が各所属長に通知するものとする。

7 技能認定の申請

(1) 所属長は、警察事務総合システム運用要綱（令和2年本部訓令第30号）に定める教養管理システムにより、級位取得の必要性が高い職員を受検対象者として選定し、委員長に技能認定の申請を行うものとする。

(2) 人事異動等により、職員に技能認定を受検させる必要が生じた場合は、その都度申請を行うことができるものとする。

8 認定結果の通知

委員長は、技能認定終了後、次の書類を所属長に送付し、認定結果を通知するものとする。

- (1) 運転適性診断票
- (2) 運転実技試験成績表

9 関係書類の取扱い

- (1) 運転適性診断票
運転適性診断票は、受検者に交付し、本人に保管させること。
- (2) 運転実技試験成績表
受検者に交付し、所属における運転技術の指導に活用すること。

10 認定取消し事由該当者の報告

所属長は、級位の認定を受けた職員が、交通事故を起こしたとき、道路交通関係法令の規定に違反したとき等の場合で、当該級位を保持させることが適当でないと認めるときは、教養課を経て委員長に報告するものとする。

11 その他

本要領で定めることのほか、技能認定の実施に関して必要な事項は、委員長が定める。